

3. 整備計画

ここでは、8つのプランごとに、具体的な事業内容を整理します。

具体的な事業内容については、取組の方向性、取組時期や事業を行う主体（主な主体：◎）を示します。

- ※ 次ページ以降に記載のある“ルール”は、地区住民等が主体となって作成又は導入する“地元のルール”を意図しています。
- ※ 具体的な事業内容のうち、「交通バリアフリー整備計画」から引き継いだバリアフリー関連の事業には（★）を付記しています。

プラン1. 駅・交流空間等の顔づくり

学芸大学駅コンコース及び東西駅前広場（道路）は、多くの人々が行き来するとともに、人々が集まり交流する「街のシンボル（顔）」となる場所です。

そのため、駅コンコース及び東西駅前広場は、放置自転車を排除するとともに、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全に安心して通行し、利用できる広場等の形成を目指します。

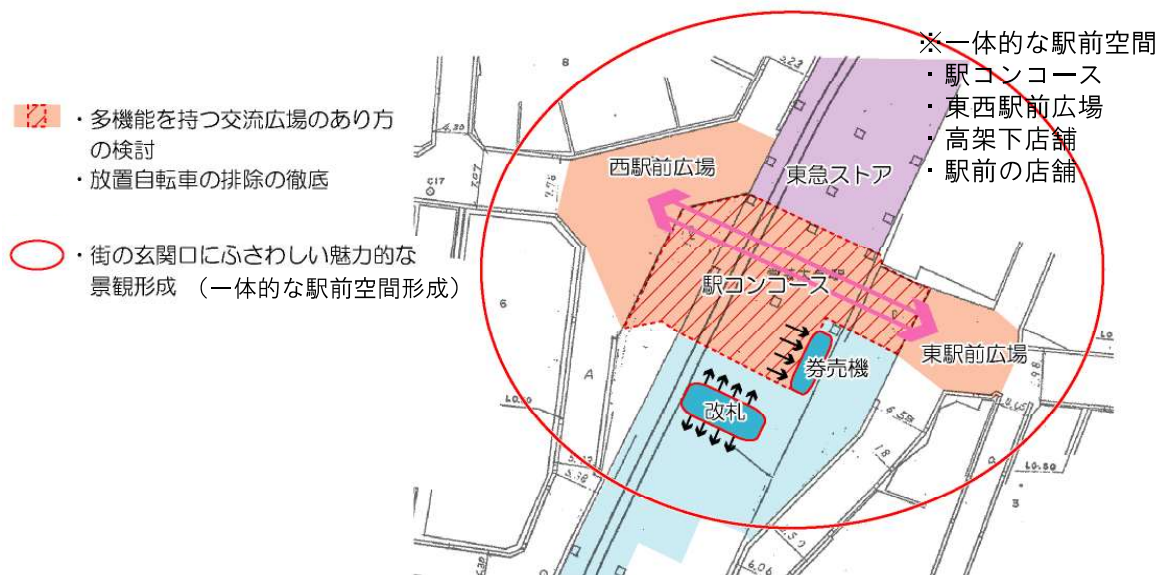
また、魅力的な街の玄関口とするために、鉄道高架下の商業空間と併せて、周辺の景観やデザインに配慮し、一体的な空間としての整備を検討するとともに、情報発信機能の充実を図ります。

なお、駅コンコースと東西駅前広場（道路）に関する整備は、鉄道事業者と協議・調整を行い進めていきます。

【整備計画】

- 憩い、交流、イベント開催、非常時対応等、多機能を持つ交流広場のあり方（機能と形態）の検討（一体的な駅前空間*形成）
- 駅コンコース及び東西駅前広場（道路）の放置自転車の排除の徹底
- 街の玄関口にふさわしい魅力的な景観形成
- 街の玄関口にふさわしい情報発信機能の充実

取組の方向性 一体的な駅前空間形成においては、駅前空間のあり方に応じた広場の使い方や施設配置、進入防止パイプの改良（デザイン、設置位置・間隔、撤去等）等を検討していきます。



【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

事業中または実施予定の事業及びそれらと連携して行政や事業者が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
○ 鉄道駅及び高架下のバリアフリー化推進 (★)	19 20 21 22 23~	東急電鉄 目黒区
○ 車椅子使用者等が支障なく利用できる券売機への改良 (★) ◇ バス通りの鉄道高架脇横断箇所における信号機の押しボタンの改良・押しボタン式の表示の明確化、バリアフリー対応信号機への改良、横断待ち滞留スペース確保、誘導ブロック敷設の検討 (★)		

行政と事業者、商店街や地区住民等が連携して進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体						
◇ 憩い、交流、イベント開催、非常時対応等に応じた、駅コンコースと東西駅前広場の一体化	19 20 21 22 23~	東急電鉄 目黒区 商店街						
○ 鉄道駅のバリアフリー化推進 (★)	19 20 21 22 23~	東急電鉄 商店街						
◇ 車椅子やベビーカー使用者等が安全にスムーズに入出りできるコンコース広場の形成に向けた取組(東西駅前広場との一体化に配慮した駅コンコース出入口部のバリケードの改良等) (★)								
<p>【参考例】：出入口部バリケードの改良例 (イメージ写真)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フラワーポット</th> <th>丸ボラード</th> <th>収納式ボラード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			フラワーポット	丸ボラード	収納式ボラード			
フラワーポット	丸ボラード	収納式ボラード						
								
◇ 駅コンコース及び駅前広場の景観に配慮した維持・更新	19 20 21 22 23~	東急電鉄 目黒区 商店街						
◇ 駅コンコース及び駅前広場の安全性確保に向けた放置自転車対策及び“自転車の押しちゃりルール”の徹底 (詳細は、プラン2 参照)	19 20 21 22 23~	◎目黒区 ◎商店街 東急電鉄						
◇ 景観に配慮した鉄道高架下の放置自転車対策と商業環境整備	19 20 21 22 23~	◎東急電鉄 ◎商店街						
○◇街の魅力、店舗情報、防災情報等、多様な情報を発信するデジタルサイネージ等の導入【新規】	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区						

プラン2. 駅周辺自転車対策

学芸大学駅周辺地区は、自転車利用が多く、歩行者との交錯等、事故発生の危険があるとともに、放置自転車は歩行者の通行の妨げや景観上の阻害要因となっています。

そのため、商店街が中心となって取り組んでいる「押しちゃり」をはじめ、これまで進めてきた自転車対策をさらに推し進める必要があります。

学芸大学駅周辺地区では、歩行者の安全性を確保するとともに、歩行者と自転車利用者が共存できる“学大らしい自転車利用”を進めるため、放置自転車等の撤去や民間駐輪場の設置指導のみならず、自転車の走行環境整備といったハード施策とともに、駐輪場の利用促進、学芸大学駅周辺地区の「押しちゃり」等の自転車利用ルールの普及・啓発、自転車利用から徒歩への転換促進等、ソフト施策を総合的に進めます。

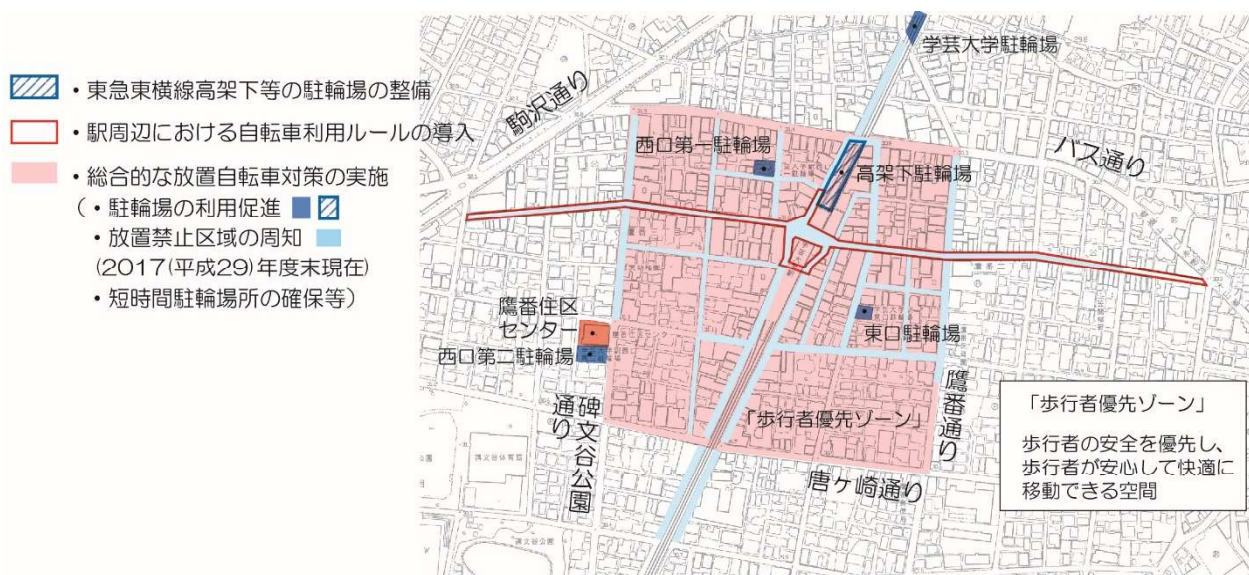


▲「押しちゃり」を呼びかける目黒区商店街連合公式マスコットキャラクター スマにゃん

【整備計画】

- 駅周辺における歩行者の安全を守るための自転車利用ルールの普及・充実
- 総合的な放置自転車対策の実施
- 自転車利用から徒歩への転換促進

取組の方向性 自転車の走行環境整備においては、目黒区自転車走行環境整備計画に位置づけられた優先整備路線の整備を進めるとともに、総合的な放置自転車対策については、放置自転車の効果的な撤去方法について町会・自治会・住区住民会議・商店街と協議し取り組みます。また、自転車利用ルールやマナーの周知・徹底については、若い世代、子育て世代（バギーを押している人）が安心して歩けるよう取り組むとともに、多様な団体の参加者拡大などを図り押しちゃりキャンペーンの実施体制を強化します。



【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

事業中または実施予定の事業及びそれらと連携して行政や事業者が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
○ 自転車の走行環境整備【新規】	19 20 21 22 23~	目黒区
◇ 自転車シェアリングの実証実験の結果を踏まえた検討【新規】	19 20 21 22 23~	目黒区

行政と事業者、商店街や地区住民等が連携して進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
◇ 駐輪場の利用促進、駅コンコース内の適正な利用促進と東西駅前広場内の放置自転車対策の継続、放置自転車禁止区域の見直し、商店街等における短時間駐輪場所確保の取組等、総合的取組(★)	19 20 21 22 23~	◎目黒区 ◎商店街 東急電鉄

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
○ 駐輪場利用実態に応じた駐輪スペースの確保	19 20 21 22 23~	商店街 ◎民間事業者 目黒区
◇ 民間駐輪場整備に関する助成制度の周知		
◇ 店舗前等における駐輪スペース確保の検討		
◇ 押しちゃりキャンペーン実施体制の強化【新規】	19 20 21 22 23~	商店街
◇ 安全・安心・快適な歩行者空間形成のため、自転車利用ルール導入対象エリアの拡大検討及び周知・徹底(★)	19 20 21 22 23~	目黒区 ◎商店街 東急電鉄 住民
◇ 徒歩への転換促進(★)	19 20 21 22 23~	目黒区 ◎商店街 東急電鉄



プラン3. 安全・安心・快適な歩行ネットワークの形成

学芸大学駅周辺地区は、歩行者優先の街づくりを目指し、交通安全対策を『あんしん歩行エリア（※）形成事業計画』に位置づけて、事業の実施を段階的に進めており、交通事故減少などの効果もみられることから、『あんしん歩行エリア形成事業計画』に位置づけた事業の実施を継続し、歩行者通行帯の明示や危険な交差点の交通安全対策、スピード抑制等の交通安全施設の充実を図るとともに、地区内の歩行者空間のバリアフリー化や「ゾーン30」の指定エリアの拡大等に取り組みます。

※「あんしん歩行エリア」：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」で、国土交通省及び警察庁が、歩行者や自転車の安全通行の確保のために、総合的な安全対策を面的に進める地区として選定したエリアのこと。学芸大学駅周辺地区では、国の補助制度である「あんしん歩行エリア形成事業」を活用して、取組を進めています。

また、補助26号線の完成に伴う将来の交通体系の変化とあわせて地区内の安全性を高めるため、幹線道路から地区内への自動車交通の流入制限や地区内の交通規制等の検討を進めます。

特に、歩行者交通が多い駅周辺は、「歩行者優先ゾーン」として、歩行者が安全に安心して快適に歩行できるように、歩行者優先の整備等を進めます。

なお、交通規制等の検討にあたっては、周辺に及ぼす影響を考慮しながら進めていきます。

【整備計画】

- 交通安全施設の充実
- 主要な歩行者ルートのバリアフリー化等の推進
- 「歩行者優先ゾーン」形成のための交通規制などの検討
- 「みどりの散歩道」の安全性の確保

取組の方向性 バス通りは、補助26号線が整備された場合の将来の交通規制を検討するとともに、補助26号線が整備された場合の横断環境整備等については、関係機関との協議・調整を図りながら取り組めます。

【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

事業中または実施予定の事業及びそれらと連携して行政や事業者が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)	事業主体										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全施設の充実等、主要経路の歩行環境の改善 (★) <ul style="list-style-type: none"> ・ガードレールやマウントアップ方式の歩道設置箇所のうち、有効幅員が狭くなっている経路や段差などのある箇所は、改良を推進する ・白線のみ主要経路は、カラー舗装化などを推進する ○ 主要経路上における歩行者空間のカラー舗装整備・改良 (★) ○ 交通規制と連動させた歩行空間の拡幅や交通安全施設等の整備 (★) ◇ 最も危険度が高い鷹番通りなどの自動車交通規制(一方通行化など)に向けた関係機関協議等の推進 (★) ○ 鷹番小学校通学路(歩道設置箇所)等のマウントアップ方式歩道のすり付け段差や横断勾配の改良、歩道幅員の改善 (★) ○ 設置済みガードレールの改良等による歩道幅員の確保 (★) ○ 目黒通りや駒沢通り歩道のバリアフリー化 (★) ○ 補助26号線の歩道のバリアフリー化 (★) ○ スクールゾーンの進入防止標示の明確化 (★) 	<table border="1"> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23~</td></tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	19	20	21	22	23~						◎目黒区 東京都
19	20	21	22	23~								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗出入口や交差点部の道路横断環境の改善 (★) ◇ 各店舗出入口部のバリアフリー対応の検討 (★) ○ 主要公共公益施設への経路上における車の交通量の多い道路横断箇所における音声信号機等への改良 (★) ○ 交差点部における、自動車の一時停止を基本とした交通規制策及び歩道移設による交差点の狭小化 (★) ◇ 補助26号線が整備された場合の横断環境整備に向けた検討 (★) 	<table border="1"> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23~</td></tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	19	20	21	22	23~						◎目黒区 東京都
19	20	21	22	23~								
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 誘導・案内表示等の整備検討 (★) ◇ 主要施設や駐輪場への誘導・案内表示の整備検討 (★) ◇ 分かりやすく、かつ統一された案内表示板や路面表示の設置検討 (★) 	<table border="1"> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23~</td></tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	19	20	21	22	23~						目黒区
19	20	21	22	23~								
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「みどりの散歩道」の安全性の確保 	<table border="1"> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23~</td></tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	19	20	21	22	23~						目黒区
19	20	21	22	23~								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゾーン30」の指定エリアの拡大【新規】 	<table border="1"> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23~</td></tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	19	20	21	22	23~						警察
19	20	21	22	23~								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷軽減への寄与が期待できる公道の街路灯や私道の防犯灯のLED化推進【新規】 	<table border="1"> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23~</td></tr> <tr style="background-color: #4F81BD; color: white;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	19	20	21	22	23~						目黒区
19	20	21	22	23~								

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)	事業主体
○ 交通安全施設の充実等、主要経路の歩行環境の改善 (★)	19 20 21 22 23~	
◇ 主要経路上における違法駐車、荷捌き車両や違法二輪車対策 (★)		◎商店街 目黒区
◇ 「学大商店街ルール」にもとづく放置自転車や路上の看板類及びはみ出し商品類の撤去 (★)	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区 警察
◇ ちょっと休めるスペース確保の検討	19 20 21 22 23~	◎商店街 東急電鉄 目黒区

プラン4. 碑文谷公園の魅力向上

地元のオアシスである碑文谷公園は、地区外の公園や緑道（中央緑地公園やすずめのお宿緑地公園、立会川緑道等）などを結ぶ「みどりの散歩道」のルート上の拠点になっており、多くの人が利用しています。

碑文谷公園は、指定管理者制度により、指定管理者が体育施設やポニー園など各施設の維持管理・運営を行っており、公園及び公園内施設利用の活性化への主体的な取組が期待できます。

碑文谷体育館の耐震化工事は平成 24 年度に完了していますが、地域避難所として、安全性・防災機能の向上などを図るとともに、碑文谷体育館及び碑文谷公園のバリアフリー化等を進め、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりを進めます。

【整備計画】

- 地域避難所としての、碑文谷公園の安全性・防災機能の向上
- 碑文谷体育館及び碑文谷公園のバリアフリー化
- みどりの拠点としての機能の向上

取組の方向性 避難所運営のための取組の活性化については、地域の避難所運営協議会による避難所運営マニュアルの作成等に取り組むとともに、公園及び公園内施設利用の活性化に向け、既存施設の有効利用、共同イベントの開催など、多様な地域の組織等の協力による検討に取り組めます。



【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

行政が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
○ 碑文谷体育館及び碑文谷公園のバリアフリー化の推進 (★)	19 20 21 22 23~	目黒区
○ 公園出入口部及び園路の段差解消等の推進 (段差の解消、出入口部の視認性確保、進入防止柵の改良、案内施設の設置) (★)		
○ 公園南北連絡出入通路横断部の車のスピード抑制・飛び出し防止対策等 (★)		
◇ 公園出入口及び公園内施設への案内・誘導の検討 (★)		
○ 碑文谷体育館出入口部における誘導ブロックの敷設 (★)		
○ 碑文谷体育館内のバリアフリー化 (★)		
○◇防犯や安全性に配慮した公園内の樹木管理、遊具やトイレの安全対策、水質改善策の継続等、碑文谷公園内の安全性の向上	19 20 21 22 23~	目黒区

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
◇ 避難所運営のための取組の活性化【新規】	19 20 21 22 23~	住民
◇ 公園及び公園内施設利用の活性化	19 20 21 22 23~	住民

プラン5. 小学校や住区センター、スマイルプラザ中央町周辺の福祉機能等の向上

鷹番住区センターやスマイルプラザ中央町及び地域避難所となる鷹番小学校は、地域の人々のコミュニティや福祉を支える拠点として、誰もが安全に安心して利用できる施設づくりが必要です。

旧六中跡地の補助26号線の北側は、2010（平成22）年4月にスマイルプラザ中央町がオープンし、補助26号線南側は、2018（平成30）年4月に保育園が開設し、2019（平成31）年7月開設をめざして、特別養護老人ホーム等の整備が進められています。

今後は、各施設の状況に応じて出入口部のバリアフリー化に向けた取組を進めます。

また、民間事業者による保育施設開設にあたっては、安全性確保等を念頭に関係機関や民間事業者との協議を進めます。

【整備計画】

■ 鷹番住区センターや鷹番小学校、スマイルプラザ中央町周辺のバリアフリー化

取組の方向性 スマイルプラザ中央町等への安全なアクセス経路の確保及び経路上における注意喚起等については、案内サインの位置やデザインなどを検討するとともに、保育所周辺等の安全性の確保についても取り組みます。



【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

行政が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
	19	20	21	22	23~	
○ 鷹番住区センター、鷹番小学校、スマイルプラザ中央町等のバリアフリー化(★)						◎目黒区 東京都
○ 鷹番小学校出入口部等の段差等の解消(★)						
○ 鷹番住区センターの施設出入口部の誘導ブロックの視認性の確保(★)						
○ スマイルプラザ中央町等への安全なアクセス経路の確保及び経路上における注意喚起や案内サインの設置						
◇ 保育所周辺の安全性の確保【新規】	19	20	21	22	23~	目黒区

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
	19	20	21	22	23~	
◇ 避難所運営の活性化【新規(再掲)】						住民

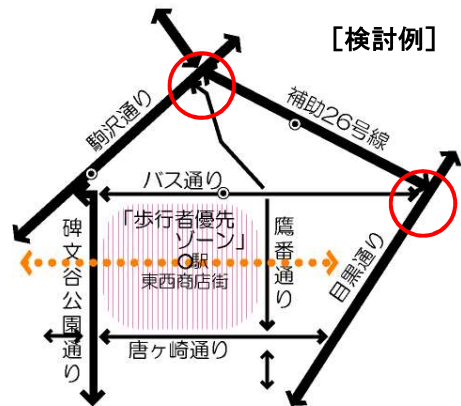
プラン6. 補助26号線の完成を見据えた街づくり

現在事業中である補助26号線の整備は、学芸大学駅周辺地区の街づくりに大きな影響を与えるものです。

そのため、整備にあたっては、交通の安全性や環境やみどりへの配慮、沿道環境への配慮を行いながら進めることを、東京都へ要望等を行っていきます。

【整備計画】

- 地区内の安全性向上に向けた、将来の自動車交通の流れの検討
- 既存道路との交差点等の安全対策
- 道路整備とあわせた街路樹の整備や自転車走行環境の整備
- 公共交通機関との乗り換え等利便性向上の検討
- 環境やみどりに配慮した沿道街づくりの推進



取組の方向性 目黒区は事業主体である東京都と協議、連携、働きかけなどを行います。また、補助26号線完成後における地区内の通過交通排除に向けた交通計画の検討やバス通りバス停の安全・快適性の確保については、交通規制策とあわせて検討していきます。

【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

事業中または実施予定の事業及びそれらと連携して行政や事業者が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦 20●●)	事業主体
◇ 交通規制も念頭に置いた、地区内の通過交通排除に資する交通計画の検討	19 20 21 22 23~	◎目黒区警察
○ 接続する目黒・駒沢通りとの交差点をはじめ、接続する既存道路との交差点等の改良	19 20 21 22 23~	東京都
○ 道路や沿道部のみどりが充実した安全な空間形成(無電柱化、公園・街路樹、道路植栽の整備)	19 20 21 22 23~	東京都
○ 道路整備とあわせた自転車走行環境整備【新規】	19 20 21 22 23~	東京都
◇ 補助26号線完成後におけるバス通りの交通のあり方検討とあわせて、バス停の安全・快適な待ち合いスペースやタクシー乗り場確保の検討(★)	19 20 21 22 23~	目黒区

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
○ みどりを活かした沿道の景観づくりへの取組	19	20	21	22	23~	◎住民 目黒区

プラン7. 商店街の魅力化

学芸大学駅周辺の商店街は、自由が丘駅周辺に次いで目黒区内第2位の商業集積を有し、通勤、買い物客や街を訪れる人々で賑わう商店街ですが、店舗数や年間商品販売額は減少傾向にあります。

今後、人口が減少し、特に生産年齢人口の減少による活力低下や働き手の確保が懸念されることから、働く場であり交流の場ともなる商店街の魅力向上は大きな課題です。

道路を横断する電線をはじめ、電柱、屋外広告物、路上の放置自転車、商品のはみ出し等は、景観阻害要素となっており、また、電柱、放置自転車や看板、商品のはみ出し等は、安全な歩行を阻害する要素でもあることから、総合的な改善が必要です。

無電柱化整備手法のひとつである電線共同溝の整備については、学芸大学駅周辺の商店街には歩道がないことから、現在の道路以外で地上機器（箱型トランス）の設置場所が必要となります。

また、整備に際して長期間の工事になることから、沿道住民の理解など合意形成は必要不可欠です。これらの課題等を商店街関係者等と共有した上で整理し、電気・通信事業者とも連携しながら、無電柱化に向けた調査・検討を行っていく必要があります。

なお、道路上への商品のはみ出し対策をはじめ、商店街の活性化等については、平成24年9月に商店街が中心となり作成した「学大商店街ルール」に基づき継続的な取組を進めるとともに、増加が懸念される空店舗については、利活用の方針を検討しておくことも必要です。

道路舗装や商店街灯などについては、適切な維持管理の他、屋外広告物や店舗正面景観の統一等、商店街の良好な景観形成に効果的な施策を進めていきます。

【整備計画】

- 商店街関係者等による無電柱化に向けた調査・検討
- 放置自転車・路上の看板類やはみ出し商品類の撤去
- 路面デザイン、商店街灯の検討
- 「学大商店街ルール」などに基づく商店街の取組



取組の方向性 無電柱化については、地区住民意向の反映に留意しつつ、関係者が連携して具体的な調整等を行います。また、放置自転車対策は、目黒区、商店街関係者、住民が協力しながら取り組むとともに、はみ出し商品類の撤去は、商店街関係者を中心に目黒区や警察と連携して取り組みます。

【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

事業中または実施予定の事業及びそれらと連携して行政や事業者が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
	19	20	21	22	23~	
◇ まちづくりにつながる空店舗の利活用の検討【新規】						◎目黒区 商店街

行政と事業者、商店街や地区住民等が連携して進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)	事業主体
◇ 商店街関係者等・目黒区・東京電力等と連携した無電柱化に向けた調査・検討	19 20 21 22 23~	商店街等 電力・通信 事業者 ◎目黒区

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)	事業主体
◇ 「学大商店街ルール」にもとづく放置自転車や路上の看板類及びはみ出し商品類の撤去(★)【再掲】	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区 警察
◇ 美しい景観形成に資するものとして、商店街街路灯、道路舗装等の適切な維持管理を実施	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区
◇ 美しい景観形成に向けた、屋外広告物等の配置、デザインの統一に向けた、ルール化検討	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区
◇ 各商店街の個性を活かした街並み景観形成のルール化 ・ 建物の高さやデザイン、ファサード(店舗などの正面)、店舗前空間、広告物などのデザインガイドラインの作成 など	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区
○◇ルールに基づく店構えの整備や緑化の推進 ・ 学芸大学駅前の商店街のあり方検討 ・ 店舗更新、建替えなどと併せた店構えの整備 ・ 生垣化、屋上・壁面緑化など	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区
○ 駅前のゆとりある広場空間確保に向け、共同建替えなどに併せたオープンスペース、壁面後退などによる広場空間の確保	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区
◇ 交流拠点における地区の魅力発信に向け、多様な情報発信機能の充実 ・ イベントや販売促進に向けた商店街の新たな挑戦	19 20 21 22 23~	◎商店街 目黒区
◇ 商店の商店会への加入促進【新規】	19 20 21 22 23~	◎商店街

プラン 8. 住民が主体となって進める街づくり

学芸大学駅周辺地区は、敷地面積にゆとりある低層住宅地が形成されており、これらの環境を守る必要があるとともに、住宅地の空間・景観を豊かにする緑の減少が見られることから、緑の保全・創出を図ることが必要です。

“住まいの環境の保全”、“みどりの保全・創出”、“防災・防犯の取組”、“環境・景観に配慮した取組”等は、住民や既存の組織が中心となり、目黒区と連携・協力し継続的に取り組むことが必要です。

そのため、学芸大学駅周辺地区では、「地域街づくり条例」などを活用して、住民が主体となり、障害者やお年寄りだけでなく、将来の自分、家族、子ども、妊婦など、皆が安心して暮らし続けることのできる街づくりを進めます。

【整備計画】

- 地域ルールを検討とルールに基づく取組などによる良好な住環境の保全
- 地域ぐるみの防災対策の推進
- 死角の排除や地域パトロールの実施など、身近な取組による防犯対策の推進
- 環境・景観に配慮した取組の推進
- 「地域街づくり条例」などを活用した、組織化等への取組

取組の方向性 街づくりの活性化については、活動の活性化に向けた財政的支援項目の見直しや町会・自治会への加入促進や、NPOやボランティア団体などの取組に対する効果的支援策の見直し検討を行っていきます。また、街づくり条例を活用したルールづくりや助成制度の活用を図りながら取り組みます。

【具体的な内容】 ○ハード施策、◇ソフト施策

事業中または実施予定の事業及びそれらと連携して行政や事業者が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
	19	20	21	22	23~	
【環境・景観】						目黒区
○ 環境に配慮した公共事業の継続 ・ 浸透性の高い舗装やリサイクル素材などの有効活用 ・ 計画、設計、施工の各段階における環境への配慮 ・ 環境配慮手順書などの確実な運用 ・ ビオトープづくり						
【コミュニティ】						
◇ 街づくり活動の活性化に向け、町会・自治会及び住民住区会議を中心とした積極的な支援の実施						

事業者、商店街や地区住民等が主体となって進める取組

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
	19	20	21	22	23~	
[良好な住環境の保全]						◎住民 目黒区等
◇ 防災上の問題、景観の悪化、緑の減少などを防ぐため、みどりの多い、敷地面積にゆとりのある閑静な低層住宅地における建物の高さの制限や敷地細分化の防止に向けたルール化の検討						
◇ 一般住宅地等における、緑化等のルール化、ルールに基づく緑化等の推進 ・ 生垣化、屋上・壁面緑化など						
◇ 一般住宅地や沿道複合地での、集合住宅などの建設における周辺住環境との調和誘導 ・ 開発に伴う緑化の推進 ・ 建築物の形態の調和 ・ ごみ出し等のマナー向上						
[防災強化]						
○ 延焼防止効果が期待できる生垣など、目黒区の助成制度等を活用した身近なみどりによる防災対策の推進						
○ 道路沿いのブロック塀等の改善や避難路となる幹線道路の沿道の建築物の耐火・耐震化						
○ 狭隘道路の解消、隅切りの改善や住宅の耐震化促進など、目黒区の助成制度等を活用した防災対策への取組推進						
◇ 住民、事業者、各種団体等による、より身近な「地域防災計画」の作成						
◇ 住民、事業者、各種団体等が一体となった、地域での防災対策の推進						
◇ 避難所運営の活性化【新規(再掲)】						
[防犯強化]						
○ 民家の植栽の剪定など、公園周辺や通学路をはじめとする住宅地内の死角の排除						
◇ 登下校時の交通指導や巡回活動などによる、地域パトロール、見守りの実施						
◇ ヒヤリ・ハット図の更新などによる危険な箇所の把握・排除						
◇ 住区センターや小学校周辺、商店街や駐輪場等における防犯カメラの適正な運用や新規整備の検討						
[環境・景観]						
○ エコやリサイクル等の身近な取組の推進 ・ 自動車利用の抑制、公共交通機関や自転車利用の促進、生ごみ堆肥化、ごみの分別や資源の回収充実など						
○ 一般住宅地等における緑化の推進や新築や建替え時における周辺環境と調和した景観形成						
○ 掲示板の適正な維持管理【新規】						
◇ 増加が懸念される空家等の検討【新規】						

事業内容	取組時期(西暦20●●)					事業主体
	19	20	21	22	23～	
[コミュニティ]						◎住民 目黒区等
◇ 住区センターや小学校などにおけるコミュニティ機能の拡大						
◇ 「地域街づくり条例」などを活用した、地域住民が主体となった街づくりの推進						

[地域街づくり条例活用の流れ]

